（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省令

○国土交通省令第四十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第二項の規定に基づき、地籍調査作業規程準則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

地籍調査作業規程準則等の一部を改正する省令

（地籍調査作業規程準則の一部改正）

第一条　地籍調査作業規程準則（昭和三十二年総理府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項ただし書を削り、同条第二項中「（単点観測法による地籍測量を除く。）」を削る。

第四十九条第三項中「基準点等」を「地籍図根三角点等」に、「二次」を「一次」に改め、同項ただし書を削る。

第五十四条第三項中「三次」を「一次」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、隣接する調査地域における地籍図根多角測量により設置された地籍図根多角点を与点とする場合には、二次までとすることができる。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条　削除

第六十条第二項中「細部多角点」の下に「、放射法により決定された点を細部放射点」を加える。

第六十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、節点一点による開放路線を形成することができる。

第六十四条第三項中「多角路線」を「多角網」に改め、「相隣る」を削り、「細部図根点」を「細部放射点」に改め、同条第四項中「放射法による細部放射点」に改め、「細部図根点」を「細部放射点」に、「地籍図根点等」を「細部多角点等」に改める。

第七十条の二第三項中「多角路線」を「多角網」に改め、「相隣る」を削る。

（都市部官民境界基本調査作業規程準則の一部改正）

第二条　都市部官民境界基本調査作業規程準則（平成二年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八号中「決定された点」を「決定されたもの」に改め、同条に次の一号を加える。

十九　都市部官民境界基本細部放射点　都市部官民境界基本細部放射点のうち、放射法により決定されたものをいう。

第十八条に次の一項を加える。

2　前項第四号及び第五号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、前項第一号から第三号までに掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。

第二十三条第三項中「基準点等」の下に「又は都市部官民境界基本三角点」を加え、「二次」を「一次」に改める。

第二十九条第二項中「三次」を「一次」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、隣接する調査地域における都市部官民境界基本多角測量により設置された都市部官民境界基本多角点を与点とする場合には、二次までとすることができる。

第三十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、節点一点による開放路線を形成することができる。

第三十六条第三項中「多角路線」を「多角網」に改め、「相隣る」を削り、「都市部官民境界基本細部点」を「都市部官民境界基本細部放射点」に改め、同条第四項中「放射法による都市部官民境界基本細部点」を「都市部官民境界基本細部放射点」に、「都市部官民境界基本多角点等」に改める。

第四十二条第三項中「多角路線」を「多角網」に改め、「相隣る」を削る。

（山村境界基本調査作業規程準則の一部改正）

第三条　山村境界基本調査作業規程準則（平成二十三年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「うち」の下に「、」を加え、同条に次の一号を加える。

十三　山村境界基本細部放射点　山村境界基本細部点のうち、放射法により決定されたものをいう。

第十八条に次の一項を加える。

2　前項第四号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、前項第一号から第三号までに掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。

第二十三条第三項中「基準点等」の下に「又は山村境界基本三角点」を加え、「二次」を「一次」に改める。

第二十九条第二項中「三次」を「一次」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、隣接する調査地域における山村境界基本多角点を与点とする場合には、二次までとすることができる。

第三十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、節点一点による開放路線を形成することができる。

第三十六条第三項中「多角路線」を「多角網」に改め、「相隣る」を削り、「山村境界基本細部点」を「山村境界基本細部放射点」に改め、同条第四項中「放射法による山村境界基本細部点」を「山村境界基本細部放射点」に、「山村境界基本多角点等」を「山村境界基本細部多角点等」に改める。

第四十二条第三項中「多角路線」を「多角網」に改め、「相隣る」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（地籍調査作業規程準則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前に、第一条の規定による改正前の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあった作業規程については、第一条の規定による改正後の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され同法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあったものとみなす。

（都市部官民境界基本調査作業規程準則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行前に、第二条の規定による改正前の都市部官民境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあった作業規程については、第二条の規定による改正後の都市部官民境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され同法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあったものとみなす。